

令和7年度 渡嘉敷村観光振興事業
団体旅行プロモーション動画制作業務
企画公募型コンペティション 仕様書

令和7年7月

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

1 業務の概要・目的

渡嘉敷島は沖縄本島の（那覇）から定期船で1時間前後の近距離にあるため、インバウンドを含め宿泊を伴わない日帰り観光客も多く訪れる。

渡嘉敷村の基幹産業である観光業の持続的振興を図るため、滞在型観光への誘導と、継続的に入域観光客を確保するため誘客活動を実施する必要がある。

本業務は、島の美しい自然景観に加え地域に伝わる伝統行事など、滞在型観光につながる島ならではの魅力を伝える視覚的に訴求力の高いデジタルコンテンツを制作し、発信する。

2 業務委託の内容

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

下記業務を実施するにあたり、地域関係団体、事業者並びに住民と連携を図り、業務遂行に係る調整を行うこと。

(1) 団体旅行プロモーション動画制作の実施

(2) SNS拡散用ショート動画制作の実施

(3) 業務完了報告書の作成

(4) 精算関係書類の提出

業務にかかった費用内訳と、その適正及び支払いを証明する証憑書類(見積書、納品書、請求書、領収書、支払い証明書、自社人件費の稼働一覧、勤務表など根拠資料)を提出すること。

(5) 実施体制

企業(事業者)名、役職、担当者名、人数等の体制を記載すること。コンソーシアムでの参加の場合は各企業・団体名を明記すること。

(6) その他

業務実施にあたり一般社団法人渡嘉敷村観光協会（以降「本会」という。）と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

3 企画提案内容

本仕様書が規定する企画提案内容は以下のとおりとする。

なお本業務の成果物については、主に修学旅行や団体旅行等の誘致活動で使用することから、このことを想定して制作する。

(1) 渡嘉敷島プロモーション動画制作（下記①～③）

素 材：渡嘉敷村内で撮影した動画(空撮含む)

音 源：映像に重ねる音楽（BGM）については、島の景色や場面にあった音源および、癒しを・・・・・・・・・・を感じさせる音源にすること。ただし、音源はオリジナルまたは権利関係を侵害しないフリーの素材を活用し、法令を遵守すること。

制作動画：各題材（横型：90秒）※予定

※制作動画の最終的な尺については、受託後本会と協議の上決定する。

①「**自然体験**」の魅力をもPRする動画を制作すること。

内容(対象)：次の3種を必ず含めること。

「海・海岸・山」

- ・トレッキングや、サイクリングをしている映像及びご褒美旅、癒し旅、離島旅の観光要素を含めた内容提案とすること。

②「平和学習」の魅力を実PRする動画を制作すること。

- ・修学旅行生を対象とする
- ・島内の戦跡を巡るコース設定をし、文字や証言を交え伝わりやすい内容提案とすること。

③「生活・文化体験」の魅力を実PRする動画を制作すること。

- ・島の暮らしや文化の魅力をPRする内容提案であること。

(2) SNS拡散用ショート動画制作

上記(1)で制作した動画をSNSにおいても発信可能となるSNS用縦型ショート動画を各1本以上制作すること。

4 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は表1のとおりとする。

表1 成果物等一覧

項目	内容
① コンテンツ及び素材データ	本業務で使用した映像、画像等の素材 (映像素材は、PCにて再生できるDVDディスクまたはHD、図版素材は、イラストレータデータ(アウトラインを取る前と後の両方で加工可能な状態である事)、jpegデータ及びpdfデータ(確認閲覧用)を納品)
② 業務完了報告書	本業務の効果を検証した報告書を提出すること。 ・報告書 1部
③ その他	業務実施にあたって制作した成果物 【(1)計3本、(2)計3本以上】

※上記①・③に関してはDVD又はHDにて納品すること。

5 スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

受託事業の実施終了日及び成果物・証憑類・業務完了報告書の提出期限
令和7年11月28日(金)まで

※事業者は提出期限まで、本会と調整を行い期日までに各書類の完成版を提出すること。

※成果物・証憑類の提出は、事業委託内容に含まれるものとする。

6 著作権・特許等

(1)受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権(著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権)を、本会に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する

場合は事前本会の承諾を得るものとする。

- (2) 受託事業者は、本会の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、映像、図版及び写真などは全て本会内での利用若しくは本会が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 本業務の成果物に使用する、本会が著作権を得ることができない文章、映像、図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。（映像データについては電子納品をし、本会WEBサイトへの掲載及び本会が認める他の媒体での使用が可能であるもの）
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

7 注意事項

- (1) 提案企画の中で本会が行なう業務がある場合は、企画書に明確に記載すること。
- (2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本業務にて使用する映像、図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
- (5) 本業務にて作成する各媒体へ掲出する掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じて本会も校正を行う。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

以上